

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

個人輸入などで購入した海外製の健康食品等に関するトラブルに注意

【事例】

SNS で知り合った人から購入した海外製のダイエットゼリーを食べたところ、体調が悪くなった。この商品を食べると同様に症状が出た人が他にもおり、怪しいと思い商品を調べると、血糖値の上昇を抑える成分が含まれていることが分かった。商品を販売した人は販売許可証があると言ったが、詳しい説明を求めても回答されなかった。

また、この商品について、国内で承認されていない医薬品成分が検出されたと聞き、不安に思っている。

個人輸入や輸入代行を利用して海外製の医薬品や健康食品などを購入すると、正規輸入品より安く商品を購入できるため、利用する人が増えています。

しかし、安易に個人輸入などを利用すると健康被害につながることもあり、注意が必要です。これまでも個人輸入などで購入した海外製品を使用し、健康被害が起きた事例が多く報告されています。また、商品を購入した際や使用した際に何かトラブルが起きたとしても、自己責任で対応することとなります。

【消費者へのアドバイス】

1. 個人輸入や輸入代行で海外から購入した製品は、日本での安全性や有効性が確認されていません。
2. 正規の流通品とは異なる劣化品や偽造品の場合があります。
3. 自己判断で製品を使用すると危険なことがあります。また、副作用などが起きた時、対処方法が不明な場合もあります。なお、個人輸入などで購入した医薬品による副作用は、医薬品副作用被害救済制度の対象外です。
4. 製品を使用して体調が悪くなった場合は、直ちに使用を中止し、医療機関を受診してください。
5. 海外製品を個人輸入や輸入代行で購入する際は、十分にリスクを理解し、医師や薬剤師といった専門家に相談するなど、購入する必要があるのか検討しましょう。

お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。

☎048-511-8800「月～金曜日(祝日・年末年始除く)10:00から12:00／13:00から16:00」

※土・日・祝日は局番なしの☎188へ(年末年始除く)